



立花公認会計士事務所

〒832-0824 福岡県柳川市三橋町藤吉 525-1

TEL:0944-74-1915 FAX:0944-74-1004

E-mail: info@tachibana-cpa.com Homepage: http://tkc-nf.com/tachibana-cpa/

平成 27 年 9 月 20 日 発行

## 第7号の内容

- 1 所長挨拶
- 2 マイナンバー制度について
- 3 税理士・公認会計士  
徒然なるままシリーズ  
『損益計算書の見方(キホンのキ)』
- 4 『医療法人制度の変遷』  
立花 洋介
- 5 労務に関する研修会を終えて
- 6 社会保険労務士事務所開設のご案内
- 7 事務所スタッフ近況
- 8 ニューフェイス
- 9 編集後記

## ご挨拶

早いもので、今年の9月に立花公認会計士事務所創立30周年を迎えます。振り返ってみますと、あっという間の30年だったという気もしますが、節目節目を思い起こすと、それなりの年輪を重ねてきたと感慨深いものがあります。私がかつて事務所を

続けてこられたのは、幸運に恵まれた、という一語に尽きと思っています。

近年TKCの関係で、東京、大阪をはじめとする主要都市で、税理士、公認会計士の先生や職員の皆さんの前で話をする機会が多くなりました。司会者が講師の紹介をしますと、九州の田舎者の、しかも福岡の小さな町の公認会計士がなぜ講師を務めるのかと聴衆がいぶかしそうにしている雰囲気を感じます。そこで私は、多くの恵まれた体験を交えて話すことで、納得してもらっていると思っています。

私にとって幸運の一つは、大きな制度改革がこの30年のうちに何度となく訪れたことです。大きな制度改革に遭遇するのは運が悪いと思われる方もいらっしゃるようですが、私はそれを大きなビジネスチャンスととらえ、それに積極的に取り組んできました。私が直面した大きな制度改革は、昭和60年の第一次医療法改正、平成12年の介護保険法の施行、平成25年の公益法人制度改革、現在の幼稚園制度改革です。色んな制度改革を理解するにはそれなりの努力も必要です。しかし、専門家にとって制度改革を理解することは、知識の量が増え、いまある知識をより一層深めると

いった相乗効果をもたらし、努力に余りあるものがあるように思います。

もう一つの大きな幸運は、人に恵まれたことです。これが一番の幸運だったのかもしれない。クライアントの皆様は90%以上がクライアントの皆様からのご紹介です。クライアントの皆様には会社設立、法人への移行、合併、M&Aなど色々なことを経験させて頂きました。こういった様々な場面でクライアントの皆様の視点に立って考え、誠実に対応したことがクライアントの皆様の信頼につながったと思っています。ある時、先輩の先生から「立花君、俺は、お前に色々経験を積ませて色々なことを教えてやっとなんな、そりばってんお前は俺から顧問料をとる。ほんなこつは、俺が顧問料をもらわんといかんやなかつか」と冗談で言われたことがあります。この先生からは、今も笑いながら色々難問を仰せつかり多くの経験をさせて頂いております。もちろん、顧問料はきちんと頂いております。

もちろん、こういった難問も私一人では解決できません。私には、一緒になって難問を解決しようと頑張ってくれるスタッフがいます。知識で貢献してくれる人、体力で貢献してくれる人など様々です。事務所に宗君という副所長がいます。小、中、高の同級生です。よく、同級生と仕事するのは難しいと言われますが、彼が事務所に入社して20年以上経ちますが、一度もそのように思ったことはありません。新規のクライアントの突如な飛び込みや、クライアントの皆様からの、私たちにあってある意味で無理難題な注文にも「やらなでけんめもん」といって嫌な顔一つせず率先してスタッフを引っ張ってくれています。彼をはじめスタッフの皆は、本当は、私に相当なストレスを溜めているのですが・・・感謝、感謝です。

またスタッフだけでなく、STEP UPに寄稿して頂いている恩師や友人、椛島先生や古海先生といった弁護士の先生方、司法書士の奈良田先生、社会保険労務士の小川先生や木下先生、不動産鑑定士の杉尾先生といった専門家の皆様は、電話一本で専門的なアドバイスを受けることができます。このことが、クライアントの皆様への多様なサービスを提供することを可能とし、結果として、事務所の信頼を高めることにもつながっているように思います。

これからも、皆様から頂いた幸運をさらに発展させるべく、クライアントの皆様の視点に立って、誠実に仕事に取り組んでいきたいと考えています。(文:立花 洋介)



## マイナンバー制度について

今年の10月からマイナンバーの通知が始まり、年明けの平成28年1月には、マイナンバーの利用が開始されます。

当事務所では、いち早く6月17日に第1回目、7月22日に第2回目のマイナンバーの研修会を開催いたしました。

両日ともに多数のご参加、お問い合わせを頂き、ありがとうございました。

研修終了後には質疑応答の時間を設けておりましたが、それも足りず、終了後も多数の質問を頂き、皆様のマイナンバー制度への関心の高さに驚いた次第です。

研修は、マイナンバー制度の概要のみにとどまらず、事業者が実際に実務の中でどのようにすればよいか、というところまで踏み込んだ内容となりました。

マイナンバー制度は、国民に番号を割り当て、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現の3つの目的に利用するために導入されます。そして利用範囲は、社会保障、税、災害の3分野に限定されています。

事業者は、マイナンバーを従業員から取得し、行政機関へ提出する書類（税や社会保険の届出など）に記載する義務があります。そのため、従業員を一人でも雇用していれば、事業者は、このマイナンバー制度に対応しなければなりません。

また、従業員などから集めたマイナンバーは流出したりしないよう、適切に管理を行っていかねばなりません。事業者にとってもマイナンバー制度への対応が急務となっているのです。

10月の番号通知、来年1月の番号制度開始まで残りわずかとなってきました。

当事務所では、今後もマイナンバー制度開始に向けて皆様に必要な情報提供を行っていきたく思っております。（文：税理士 諸藤 大輔）



マイナンバー研修会の様子

## 税理士・公認会計士 徒然なるままシリーズ

### 損益計算書の見方(キホンのキ)

今回は思い切って基本に立ち返り、決算書、中でも損益計算書の見方についてお伝えします。

損益計算書は、大まかにいうと「収益(売上など)」から「費用(仕入、人件費など)」を差し引いて「利益」を表示する書類です(日常生活では「収益」も「利益」も同じような意味で使われることがあります)が、決算書を見るときは明確に区別してください。

では問題です。この会社の経営は良くなっているのでしょうか。また、どこを見て判断すべきでしょうか。

	×1年度	×2年度
収益(売上など)	1,000	2,000
費用(仕入、人件費など)	800	1,900
利益(収益－費用)	200	100

正解は、利益に着目し、「利益が減少しているので悪くなっている」です。この会社は、収益が倍増しており、一見すると経営状況は良くなっているように見えます。しかし、費用が倍以上に増えているため、利益が減少してしまう結果となっています(このような状態を増収減益(「収」益が「増」え、利「益」は「減」る)と呼びます)。

このように、「利益」に着目することが重要ですが、もちろん「収益」や「費用」について考慮しなくてよいわけではありません。「利益」は「結果」であり、「収益」「費用」はその「原因」だから

収益           －           費用           ＝           利益

原因

結果

今回は極限まで単純化しており、実際の損益計算書はもう少し複雑ですが、基本的な考え方は同じです。まず結果である「利益」を見て、その原因である「収益」「費用」を見ることを意識すると、損益計算書をすっきりと読み解くことができるようになっていきます。

(文：公認会計士 上野 雅成)

## 医療法人制度の変遷

立花 洋介

医療法人とは、病院、診療所および介護老人保健施設を経営する社団又は財団で、医療法により法人格を付与されたものです。医療法は、第二次世界大戦敗戦によって国民経済が窮乏している中、昭和 23 年に、我が国の医療供給体制の整備を目指して制定され、医療法人制度は、昭和 25 年の医療法改正で、医業の非営利性を損なうことなく、資金の集積を容易にするとともに、医療機関の経営に永続性を持たせることを目的として創設されました。

医療法制定後、他法の改正等に伴う医療法の改正等は毎年のように行われましたが、医療法人制度は、昭和 60 年の第一次医療法改正で大きな改正がなされました。常勤医師一人の診療所でも法人化できる一人医師医療法人制度の創設と、医療法人設立時の自己資本基準の明確化です。従来は、医療法人の設立には、常勤医師が 3 名以上必要でした。また、医療法人の設立時の自己資本基準は、各都道府県の基準に任されていたので、自己資本基準のハードルが高い都道府県では医療機関の医療法人化が進みませんでした。第一次医療法改正を受けた医療法施行規則の改正で自己資本基準が明確化され、病院、介護老人保健施設を開設する医療法人は、自己資本比率が 20%を超えることが要請されました（自己資本比率 20%基準も、第 5 次医療法改正に伴う医療法施行規則の改正で撤廃されています）が、一人医師医療法人には自己資本の規制は設けられませんでした。この結果、医療機関の医療法人化が一気に進むことになりました。昭和 55 年には、3,296 件しかなかった医療法人が、平成元年には 11,244 件、平成 5 年には 21,096 件まで増加しています。その後の第二次から第四次の医療法改正は、病床、病院の機能分化、福祉を含めた医療連携の改正が中心でした。

平成 18 年の第五次医療法改正は今までにない大幅な改正で、医療法人についても大きな改正がなされました。この改正で、医療法人の非営利性と経営の透明性の徹底を図るため、平成 19 年 4 月以降設立される医療法人は、財団医療法人か、出資持分の定めのない社団医療法人しか設立できなくなりました。ここで言う非営利とは、医療法人が利益を上げてはいけないという意味ではなく、あげた利益を出資者に分配してはならないという意味です。（剰余金の配当禁止）平成 19 年 4 月以降設立の社団医療法人は、定款に社員の退社時の出資持分の払い戻し請求権や、残余財産の分配請求権を出資者に付与する規定を設けることができなくなり、今まで以上に非営利性の徹底がはかれることになりました。なお、従来の出資持分の定めのある社団医療法人は、当分の間、従来通り経過措置型医療法人として存続することになりました。

平成 26 年 10 月に施行された第六次医療法改正では、社団間、財団間でしか認められていなかった合併が、出資持分の定めのない社団医療法人と財団医療法人間でも合併が可能になりました。加えて、出資持分の定めのある社団医療法人から出資持分の定めのない社団医療法人への移行を促進するため、平成 26 年 10 月から平成 29 年 9 月迄に限り、一定期間、相続税、贈与税の納税を猶予する認定医療法人制度が創設されました。



第 189 回国会提出中の医療法改正案（STEPUPがお手元に届く頃には可決成立していると思われます）では、医療法人の分割や、地域医療機関相互間の機能分担、業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度が創設されることになっています。現在の医療法では、医療法人の組織再編は合併しか認められていませんが、今回の改正法案が可決されれば、医療法人の

分割、地域医療連携推進法人制度による医療法人の緩やかな結合といった多岐にわたる医療法人の組織再編のメニューが用意されることとなります。このことは、財務面では、医療法人の資金調達の選択肢が広がることを意味します。

医療の進歩は目覚ましく、現在は、昭和 25 年の医療法人制度創設時とは比較にならないほど医療の高度化、多様化が進んでいます。このことは、一方で、医療機関に多額の設備投資を要求することとなります。また、我が国の厳しい財政状態の中、医療政策においては、限りある医療資源を効率的に活用するため、地域医療構想、地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題とされています。この結果、医業経営にも必然的に効率性が要求されることとなります。こういった環境変化の中、60 年以上も前に創設された医療法人制度の立法趣旨、非営利性を担保にしながら、資金集積を容易にし、医業経営の持続性を図るといったことを考慮にいれた医療法人経営が今まで以上に求められるのではないのでしょうか。

## 労務に関する研修会を終えて

今年の 3 月に、柳川市総合保健福祉センター水の郷にて、東京よりお招きした社会保険労務士の鈴木千絵子氏と当事務所の熊丸美貴による、労務に関する研修会を開催いたしました。

「労働基準法と労働時間」、「労働契約時における手続及び労使協定に関して」と題しまして二部に渡り、労務に関する基本的な事項をテーマにお話しさせていただきました。労働時間の概念や時間外、割増賃金、休憩時間など、事業主の方にとってはよく聞き慣れた言葉ですが、日常的な具体例を挙げながら、それらの言葉の定義や本質を再確認して頂けたかと思えます。また、就業規則、36 協定の記載内容など、作成時の状態のままになりがちなものも、現状の再確認や見直しをして頂く良い機会になったのではないかと思います。

研修終了後には、参加者の方々とお話しさせて頂き、従業員の方とのトラブル、時間外手当の問題など、事業主の方の労務に関するお悩みは尽きないなど、改めて実感した次第です。

今後も、様々な内容で研修会を開催させて頂く予定です。より皆様のご希望に添えることができますよう、研修テーマについてのご意見、ご要望などありましたら、ご遠慮なく担当者までお知らせ頂ければ幸いです。（文：社会保険労務士 熊丸美貴）

## 社会保険労務士事務所開設のご案内

この度、立花会計事務所ビル 2 階に、熊丸社会保険労務士事務所が開設されました。

同一建物内での社会保険労務士事務所の開設により、労務に関するご相談も、今までよりも迅速な対応が図れることとなりました。当事務所としては、今後、熊丸社会保険労務士事務所とも連携することで、顧問先の皆様の個々の状況にあったサービスを提供できることと思っています。今後も、当事務所共々、よろしくお願い致します。



## 事務所スタッフの近況

☆石橋 隆臣（平成元年入社）『先月、築地市場を訪れました。目的は、マグロ卸売場見学でしたが、受付が終了し見学できず、仲卸売り場を見学しました。仲卸店がひしめきあい、新鮮な魚（巨大マグロ）がごろごろしていきなり売れ買いする元気な声飛び交っていて柳川の市場との違いを感じてきた次第です。次回は、ぜひマグロ卸売場を見学しに行きたいと思っております。』



☆平井 恵介（平成 22 年入社）『先日、味噌にこだわりを持つ内科医の先生が勧める味噌を求めて唐津市七山にある「鳴神温泉 なのゆ」というところに行きました。そこで販売している味噌はその先生がいろんな味噌を試して最終的にたどり着いた味噌、ということでした。温泉施設のお食事処で試食したのですが、とても美味しく後味が良かったのでお店に出ている分全部買って帰りました。七山は山紫水明の地でそこで入る温泉もとても癒されました。また是非行きたいと思っております。』

☆近藤 千代子（平成 4 年入社）『我が家の長男が、全日本バレーボール小学生大会福岡県大会で準優勝し、長崎県で開催される九州大会へ出場することが決定しました。3 年の 8 月に入部し、6 年生最後の年。キャプテンというプレッシャーに押しつぶされそうになりながらも、一戦・一戦チームみんなで戦って勝利をつかみ取りました。惜しくも決勝では敗れてしまいましたが、出場決定の瞬間のわが子の笑顔に思わず涙しました。九州大会でも精一杯頑張る子供達を、みんなで応援したいと思っております。』



☆芝田 雅子（平成 16 年入社）『今年に入って神仏とのご縁があったのか（笑）、神社仏閣を訪ねた折に御朱印を頂くようになりました。一字一字丁寧に筆を進め押印して下さる様子を拝見していると、私のためだけに記帳していただいていると思えて心が強く揺さぶられるのです。お参りをしたときの敬虔（けいけん）な気持ちが御朱印帳のページの中に新鮮なまま封印される不思議な体験です。』

☆弓削 佳奈美『2015年4月に入社しました弓削佳奈美（ゆげかなみ）です。色々と物を作ることが好きで、時間のある時には小物を置く棚を作ったり、姪っ子の洋服を作ったりと楽しんでいます。久しぶりにバドミントンをして体を動かす楽しさも感じているところです。まだまだご迷惑をおかけしますが、役に立てよう頑張ります。よろしくお願い致します。』

## NEWFACE

### 編 集 後 記

☆第7号がようやく出来上がりました。今回は事務所の30周年記念事業と並行して、製作いたしました関係で、スタッフに通常の倍の時間を使わせましたが、何とか発行までこぎつけました。ありがとうございます。30年を迎えましたが、事務所スタッフ一同はこれからも、仕事があることに感謝し、誠実をモットーに頑張っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。（そ） ☆私事ながら、今年40歳の台にのってしまいました。『四十にして惑わず』という論語の言葉がありますが、孔子とはほど遠く迷走中です。でもまだまだ人生の道半ば！これからも遠回りしながら少しずつ成長していきたいと思っております。（え） ☆先日まで汗ばんでいたはずが、もう秋らしい空気になって参りました。昼夜の温度差に体調を壊さぬように気を付けつつ、今年の残りを悔いのないよう駆け抜けようと思っております！（よ） ☆バタバタと忙しい日々が続く、1日27時間あればなー。と思うこの頃です。ゆっくりできるようになったら、やりたいこと、やり残したことを少しでもできたらなと思っております。（Km） ☆最近のパンブームに乗っかり、我が家でもホームベーカリーを使っています。食パンばかりでは飽きるのでは、大変な一次発酵までをホームベーカリーにお願いし、それから少しだけアレンジして、好きなパンを作って楽しんでいます。デキル人な気分が味わえますよ。（こ）